

水 保 第 8 9 2 号

令和 8 年 8 月 3 1 日

一般社団法人千葉県浄化槽協会 理事長 様

千葉県環境生活部水質保全課長

(公印省略)

補助金の交付事務におけるプレキャストコンクリート底板等を使用した
浄化槽設置に係る基礎工事の取扱いの変更について（通知）

本県の浄化槽行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、プレキャストコンクリート底板等（以下「P C 板」という。）を使用した
浄化槽設置に係る基礎工事については、従前、P C 板製造業者等から県に提出された
施工計画書により、建築基準法に定める浄化槽の構造基準への適合性を確認した上で、
国及び県が実施する補助事業の対象として支障ない旨を市町村に通知してきたところ
です。

このたび、県で確認を行っているこれまでの運用を改めることとし、別添写しの
とおり市町村に通知しましたので、関係者に周知していただきますようお願いいたし
ます。

担当：千葉県環境生活部水質保全課 浄化槽班

TEL：043-223-3813

FAX：043-222-5991

Mail：suiho2@mz.pref.chiba.lg.jp



水 保 第 8 9 2 号
令和 8 年 8 月 3 1 日

各市町村浄化槽補助事業担当課長 様

千葉県環境生活部水質保全課長
(公印省略)

補助金の交付事務におけるプレキャストコンクリート底板等を使用した
浄化槽設置に係る基礎工事の取扱いの変更について（通知）

本県の浄化槽行政につきましては、日頃格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、プレキャストコンクリート底板等（以下「P C 板」という。）を使用した
浄化槽設置に係る基礎工事については、従前、P C 板製造業者等から県に提出された
施工計画書により、建築基準法に定める浄化槽の構造基準への適合性を確認した上で、
国及び県が実施する補助事業の対象として支障ない旨を通知してきたところです。

しかしながら、近年、浄化槽設置工事に占める P C 板の使用割合が大きくなって
きており、現場でコンクリートを打つ基礎工事（以下「現場打ち」という。）と
同程度に一般化している状況にあります。

また、建築基準法に定める浄化槽の構造基準への適合性については、建築確認申請
や浄化槽設置届出に係る手続きにおいて、建築主事による審査がなされていると判断
されます。

つきましては、P C 板製造業者等から施工計画書の提出を受け、県で確認を行って
いるこれまでの運用を改めることとし、施工計画書の提出を不要とするとともに、
提出事業者一覧の市町村への通知も行わないこととしたので、通知します。

なお、県では、P C 板を使用した浄化槽設置工事について、現場打ちと同様に取り
扱い、補助事業の対象として差し支えないものと考えますが、市町村が P C 板製造
業者等に施工計画書の提出を求めることを妨げるものではありませんので申し添え
ます。

担当：千葉県環境生活部水質保全課 浄化槽班
TEL：043-223-3813 FAX：043-222-5991
Mail：suiho2@mz.pref.chiba.lg.jp